I 調布市教育委員会教育目標と基本方針

1 調布市教育委員会教育目標の設定にあたっての考え方

調布市教育委員会は、毎年度、教育目標と基本方針を見直し、調布市の実情に即した教育施策を展開するよう努めてきた。平成22年度は、教育目標の設定にあたり、教育目標と基本方針、施策、そして実施事業が、本市のよさの推進や課題の解決と結びついたものになっているか、換言すれば調布市らしい教育目標を設定したい、という願いのもとに検討を進め、教育目標を定めることとした。

教育委員会では、まず平成21年度の教育目標の下に行われている現在の調布 市の教育行政全般を見直し、よさと課題、とりわけ課題としてあげられることは 何かをテーマに検討を進めた。

一方,教育委員会は、平成21年度末までに策定する調布市教育振興基本計画 「調布市教育プラン」の策定委員会においても、調布市の教育がかかえる課題に ついて検討を依頼し、その結果報告を受けた。

次に教育委員会は、これらの課題を押さえるとともに、文部科学省が平成20年に公表した教育振興基本計画で示している目標や、東京都教育委員会の教育目標を参考にしつつ、調布市のよさや、教育課題解決につながる「平成22年度調布市教育委員会教育目標」を設定した。

その際以下の点に留意した。

- 1 国の教育関連法規の改正を受け、社会の要請に基づいた教育目標にしていく ことを共通理解した。例えば、生涯学習の理念や、学校、家庭、地域住民等の 相互の連携協力のあり方等は、教育基本法に新しく規定された内容であった。 留意事項の第1には、上記のような法改正の内容を踏まえながら、検討を進め ることをあげた。
- 2 「教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と教育基本法第1条「教育の目的」に示されているように、教育の普遍的な考え方は大切にしていく。
 - 一方で、我々を取り巻く社会の変化は一層その速さを増している現状を考えると、常に教育のあり方を見直していく、という視点も忘れてはならないことを確認した。

留意事項の第2には、上記のような調布市教育委員会としてのゆるぎない考え 方を大切にするとともに、調布市の教育のあり方を見直していく視点も忘れない ようにすることをあげた。

以上のような考え方を基盤に、調布市教育委員会は、平成22年度調布市教育委員会教育目標を設定し、その後も毎年度教育目標と基本方針の見直しを行っている。

- 平成22年度教育目標·基本方針(平成21年12月25日決定)
- 平成23年度教育目標・基本方針(平成22年12月22日決定)
- · 平成24年度教育目標·基本方針(平成23年12月22日決定)

2 調布市教育委員会教育目標

調布市教育委員会は、平成25年度調布市教育委員会教育目標を以下のとおり設定する。(平成24年12月21日決定)

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、 必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

また、調布市においては、調布市民が、生涯にわたり自己実現に向けた学習に 主体的に取り組む、という生涯学習の考え方を基盤においた教育施策を展開する。 調布市教育委員会では、このような考え方に立ち、以下の教育目標を掲げて調 布市の教育行政を進める。

学校教育では、調布の子どもたちが、徳・知・体の調和のとれた成長と、国際 化、情報化の進展など、社会の変化に主体的に対応できる力を身に付けることを 目指し、

- 〇命の大切さを自覚し、人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことの できる力を身に付けた子ども
- ○豊かな心, 健やかな体を基盤に, 確かな学力に基づいた「生きる力」を身に付けた子ども
- ○自ら社会貢献しようとする意欲をはぐくみ、社会的に自立するための基礎となる力を身に付けた子ども
- の育成に向けた施策を展開する。

社会教育では、市民の自己実現を支援し、市民がより豊かでうるおいのある生活を送ることを目指し、

- ○市民の要請を的確につかんだ学習の機会や場を提供する
- ○市民のつながりを強めるネットワークを構築する
- ○市民自らが学習の成果を生かすことのできる学習環境づくりを支援する などの施策を展開する。

また、学校、家庭、地域住民、その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携、協力しながら調布の教育を支えていく、という認識に立って、すべての市民が教育に参加することを目指す。

3 調布市教育委員会基本方針

調布市教育委員会は、「教育目標」を達成するために、五つの「基本方針」を 掲げた。

基本方針は、教育目標実現に向けた、諸事業実施の方向性を示すためのもので あり、以下の五つの基本方針を設定した。

基本方針 1

【 生命をいつくしみ,人の尊厳を重んじる心を育てる 】 22万人余の市民が共に生きる調布市にあって,

すべての市民が、命の重さを深く自覚し、人権尊重の理念を正しく理解すると ともに、互いを思いやる心や、規範意識を高めていくことが求められている。

そのために、一人一人の尊厳を大切にする人権教育や心の教育、そして子育て にかかわる教育などを充実し、いじめ・偏見・差別や虐待をしない、させない人間を育成する教育を推進する。

基本方針 2

【 「生きる力」を育て、個を伸ばす教育を充実する 】 変化の激しい社会にあって、

自ら主体的に判断し、適切に行動できる、社会的に自立した人間の基礎づくりや、自ら社会のために貢献しようとする精神の育成が求められている。また、一人一人はみな違った存在であり、それぞれが自己実現を目指して、個の状況に応じた学習に取り組める教育が必要とされている。

そのために、子どもたちには、生きる力の柱となる基礎的な学力を身に付ける とともに、その基盤となる豊かな心と健やかな体の育成を重視した教育を推進す る。

また、心身に障害がある、不登校の状態にあるなど、より手厚い支援を求めている子どもたちへの教育を推進する。

基本方針 3

【 生涯にわたって自己実現を目指す機会を提供する 】

市民一人一人の学習意識が多様化する調布市にあって、

市民が、生涯にわたり自己研さんに励み、それぞれの自己実現を目指す活動を通して、より豊かで充実した生活を送ることが求められている。

そのために、地域の資源を有効活用しながら、市民の要請や思いを的確に受け 止め、それに応じた学習の機会や場と学習情報の提供ができる仕組みづくりを推 進する。

基本方針 4

【 学校・家庭・地域の役割と責任に基づいた連携を進める 】

子どもの教育にかかわる学校・家庭・地域の役割と責任が明確でなく、社会全体の教育力が低下しているという状況にあって、三者が教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互の連携と協力に努めることが求められている。

そのために、それぞれが、子どもの教育及び社会教育に関する情報や目標を共 有し、互いに意見を交換し合いながら、積極的に教育に参加する体制づくりを推 進する。

基本方針 5

【 安全で安心な調布の教育環境の整備を推進する 】

社会の少子高齢化の流れに反して、教育人口のさらなる増加が見込まれるとともに、学校施設をはじめ社会教育施設の老朽化が進む調布市にあって、

子どもの就学人数に応じた教室数の確保や教育環境の整備, 老朽化の進む施設を安全, 安心の観点から見直し, 的確に整備を進めることが求められている。

そのために,教育人口の推移や施設の老朽化の状況を的確に把握するとともに, 調布市公共建築物維持保全計画に則り,着実に事業を推進する。

<平成25年度 調布市教育委員会教育目標と五つの基本方針>

基本方針1

生命をいつくしみ, 人の尊厳を重んじる 心を育てる

基本方針 2

「生きる力」を 育て,個を伸ばす 教育を充実する

教 育 目 標

- ○知・徳・体の調和,社会の変化に主体的に対応できる力を身に付けた子どもの育成
- ○市民の自己実現への支援
- ○すべての市民の教育参加

基本方針3

生涯にわたって 自己実現を目指す 機会を提供する

基本方針4

学校・家庭・地域の役割と責任に基づいた連携を進める

基本方針 5

安全で安心な調布の教 育環境の整備を推進する